

◎重度障害者（児）医療費助成事業（静岡県単独福祉医療費助成事業）の  
内部障害３級受給者について

重度障害者（児）医療費助成の内部障害３級（身体障害者手帳）を所持している受給者については、給付制限（当該障害に係る医療費のみ助成対象）があります。

内部障害３級受給者に係る質問が多いため、以下のとおりQ&Aを示します（制度改正のお知らせではありません）。医療機関等につきましては、今後も正しい事務処理をお願いいたします。なお、同じ内容のものが県のホームページに掲載されております。

URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-030a/iryohi01.html>

Q	重度障害者（児）医療費助成の受給者のうち、内部障害３級の身体障害者手帳所持者については「当該障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害）に係る医療費のみ」助成対象とのことだが、厳密な分別が難しい場合にはどのようにすればよいのか。
A	内科的診療などは、診療の内容によっては、明確な分別が困難なケースがあると考えられます。 <u>判断に迷うケースについては、歯科・外傷等、明らかに当該内部障害と関わりのない診療分を報告から除外していただく形で処理していただきますよう、お願いいたします。</u> （総合病院などにおいては、診療科単位で分別していただく方法も可能です）
Q	内部障害３級の「当該障害に係る医療費のみ対象」という給付制限について、その判断と説明は医療機関で行わなければならないのか。
A	内部障害３級の方に対しては、受給者証の発行の際に市町から給付制限があることを説明しますが、実際に受診した診療が当該障害に係る障害に起因するものかどうかは、診療した医師の判断をお願いいたします。
Q	内部障害３級の人について、１回の診察で助成対象分の診療と対象外の診療の両方があった場合、再診料や処方料などはどのように取り扱うのか。
A	再診料などその時の診察全体に係る分については、すべて「対象」として取り扱ってください。
Q	内部障害３級の人について、助成対象である場合の院外処方の処方箋へは、どのように記載するのか。
A	助成対象分について、「対象」あるいは「85」（重度障害者(児)医療の公費負担者番号）等と記載していただきますよう、お願いいたします。
Q	内部障害３級の人について院外処方箋を発行する場合、助成対象分の薬剤と対象外分とは、処方箋を分けて発行する必要があるのか。
A	処方箋は分ける必要はありません。ただし、助成対象分について、「対象」又は「85」などの記載をしていただきますよう、お願いいたします。

Q	内部障害3級の人については、当該障害にかかる分について処方箋に「85」等記入するとのことだが、他の場合も記入しないと、薬局で受給者かどうか分からないのではないか。
A	薬局の窓口においても受給者証を提示することになるため、受給者かどうかは、受給者証により確認できます。したがって、内部障害3級の当該障害に係る分以外については、記載は必要ありません。（記載していただいても支障はありません。）
Q	内部障害3級の方で、助成の対象となる薬剤と対象とならない薬剤が混在している場合で、助成対象とする薬剤のみ登録しなおすと薬価、処方箋料が今までと変わってしまうが、すべての薬剤を内部障害3級対象とみなしてもよいか。
A	原則として、内部障害3級の対象となる薬剤のみ対象とする取り扱いをしてください。しかし、保険点数の設定上、異なる薬剤でも同時に服薬するものなどで、個々の薬剤の点数が不可分となっている場合については、すべての薬剤について対象に含めていただいても結構です。

**本件の照会先 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課 (TEL : 054-221-2367)**